

高鍋町告示第45号

令和元年第4回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年11月22日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和元年11月28日（木）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
後藤 正弘君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
緒方 直樹君	青木 善明君

○応招しなかった議員

令和元年 第4回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和元年11月28日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和元年11月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第63号 令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について
- 日程第4 議案第64号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第65号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第66号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第67号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第68号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第69号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第63号 令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について
- 日程第4 議案第64号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第65号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第66号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第67号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第68号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第69号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 田中 義基君 | 2番 永友 良和君 |
| 3番 八代 輝幸君 | 5番 松岡 信博君 |
| 6番 後藤 正弘君 | 7番 黒木 博行君 |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 古川 誠君 |

11番 中村 末子君 12番 春成 勇君
13番 日高 正則君 14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君 16番 青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	川上 浩君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				河野 辰己君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業政策課長	……………	横山 英二君	農業委員会事務局長	…	飯干 雄司君
地域政策課長	……………	渡部 忠士君			
会計管理者兼会計課長	……………				鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	……………	宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開会

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から令和元年第4回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。令和元年第4回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、先日、11月25日午前10時より、第3会議室において、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の3名、日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今臨時会に付議されます案件は、議案第63号令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良

工事請負契約変更について、議案第64号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第65号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第66号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）及び特別会計の補正予算等、補正予算が4件の合計7件であります。

執行部より説明を受け、議案第63号の令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約変更については、提案理由の説明及び詳細説明後に休憩をとり、現場確認及び説明に議員全員で行くことで議会運営委員の意見の一致を見ましたので、御協力をお願いいたします。

その後、次回事務局長により会期日程についての説明を受け、会期につきましては、本日11月28日の1日間で行うことで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（青木 善明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、後藤正弘議員、7番、黒木博行議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（青木 善明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日11月28日の1日間にした
いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日11月28日の1
間に決定いたしました。

日程第3. 議案第63号

○議長（青木 善明） 日程第3、議案第63号令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工
事請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。議案第63号令和元年度茂広毛平付・高岡
線道路改良工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第
1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条
の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、未施工区間における補償物件の移転が完了し、施工が可能となったこと
から、契約額の増額をするものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第63号令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約について、詳細説明を申し上げます。

本案のもととなる契約は、令和元年第3回定例会において議決をいただいております。

今回の変更の内容でございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございませんが、契約金額につきまして、変更前契約額4,983万円を856万9,000円増額し、5,839万9,000円とするものでございます。

増額の理由でございますが、未施工区間の移転補償が完了したため、施工延長を追加するものでございます。また、改良により、現道と段差が生じる箇所があるため、すりつけの仮舗装を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 次に、建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 工事担当課として詳細説明をさせていただきます。

本事業につきましては、防衛省の補助対象事業の継続事業であります。今年度の事業内容は、用地補償及び工事となっております。

まず、経緯について御説明いたします。

今年度の事業に着手するための補助金交付申請ヒアリングを受けた際に、防衛省のほうから、まず用地補償分だけの補助金交付申請をするよう指導を受けましたので、用地補償分だけの補助金交付申請を行い、補助金交付決定後に遅滞なく用地補償の契約を締結しました。

次に、用地補償の締結を行いましたので、工事分の補助金交付申請を行うこととなり、防衛省と協議を行いました。町としましては、用地補償の契約が完了しましたので、本年度計画区間全体を補助金交付申請しようと防衛省と協議を行いました。防衛省のほうから、用地補償契約は完了しているが補償物件の移転は完了していないので、その区間を除いて工事の補助金交付申請を行い、工事を発注し、補償物件移転完了後は補助金変更交付申請を行い、工事を追加することとなりました。

以上が経緯でございます。

次に、お配りしました資料をごらんください。

まず、平面図をごらんください。

図面左側の緑の部分が来年度以降工事予定の通称神祭野坂になります。右側は上永谷方面となります。右下に青い車線で補償物件と表示しているところがあると思うんですが、それが補償物件の農業用のハウスでございます。添付しています写真は、補償物件の写真と移転完了後の写真となります。

次に、工事分の補助金交付申請を行い、工事を発注しました区間が平面図の青書きで表示しています令和元年度工事（当初L＝308メートル）の区間となります。

次に、補償物件移転完了後に補助金変更交付申請を行い、工事の追加を行う区間が右側の赤書きで表示しています令和元年度工事変更追加、施工延長74メートルの区間となります。

今回の変更は、施工延長の追加のみで、工法等の変更はございません。また、左側の赤書きで表示しています暫定工事につきましては、改良後の道路と既存の道路に段差が生じますので、通行の安全を図る上で施工延長を追加したほうがより安全と判断したため、追加施工するものでございます。

このような経緯と理由により、今回変更契約を行うものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明を終わりました。

お諮りいたします。先ほど、議会運営委員会委員長の報告にありましたとおり、現地調査を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は現地調査を行うこととし、ここで暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

これから議案第63号の質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほどの、建設管理課長の説明である程度は理解し、また現地に行っても理解はできたんですけども、この補償物件の3連ハウスとなっていますけど、この3連ハウスをやっぱり一度に移動したのって、ほかのところとの関連というのはなかったんですか。だから3連ハウスだけで、そこだけでよかったのかどうかということをまず一つ聞きたいと思います。

もう一つは、防衛省との話し合いの中で用地補償分のみを申請していたということで、後の分については、これはもういつ移転するかいつ移転しないかということ、その前に多分話し合いをされていたんじゃないかなというふうに思うんですね。そのところがどういった、もう一度再度詳しく流れについてお知らせ願いたいと思うんです。いつくらいから話し合いを初めて、地主さんというかハウスの持ち主といつくらいからお話を初めて、いつくらいに解決できる見通しがあったのかなかったのか、そのところお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、現地に行ってわかったことなんですけれども、横管が、横の排水管が入っていますよね。あそこについても現地ではちょっと申し上げたんですけども、やはりあれについては、道路もひび割れちょっとしていた部分があったもんですから、長年の、やっぱりあそこ農業用の車とかいろんな人たちが通ることによっての劣化というのが

早い段階で出てきたら大変いけないことなんじゃないかなと思うんです。あの丸い土管が多分、ひょっとしたら早い段階で道に損傷を及ぼす影響があるのではないかなと思うんですけれども、それについての政策ちゅうか、やり方というのをどういうふうに考えておられるのか、後々になって何年もたたないうちにちょっと落ちてしまったとか劣化してしまったとかということになると非常にまずいと思いますので、やはり農業用の用水、排水ということに多分なっていると思いますので、そのところについてちょっときちんと、3点について説明をお願いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 補償物件につきましては、3連ハウス関連の補償のみでございます。

それから、移転につきましては、まず道路を測量しまして道路計画をするんですけれども、その段階でまず道路用地と民地の境界の確認を、復元測量しまして確認します。それから、道路計画の道路がここまで来ますよというくいを打ちます。通称幅ぐいというんですけれど、道路幅はここまで来ますよということで、その段階で所有者の方には例えば樹木だったりハウスだったり家だったり、そういうのが、あ、うちは将来的にこうなるんだなというのは確認できるというふうに思っています。

この路線につきましても、数年前に測量していますので、その段階でもうハウスが将来的には補償物件になるということはわかっておりまして、昨年ぐらいからそういう、来年度予算がついたら補償契約をしたいと思いますのでそのときはよろしく願いしますということでお話ししております。その時にも当然異論はございませんでした。それで、今回正式に補助金が決定しましたので、補助金契約交付決定後に遅滞なく補償の契約をしているところでございます。

それから、舗装につきましては、現道舗装につきましては、これは以前のツ瀬の土地改良事業で、幹線道路として道路を築造しております。そのときの舗装は、専門的にいいますと簡易舗装、暫定舗装という意味じゃなくて、農道を目的とした要綱が簡易舗装要綱とアスファルト舗装要綱とあるんですけど、その簡易舗装要綱のほうで築造されております。今回は、アスファルト舗装要綱で、農道とではなくて一般道として舗装の構成計画をしておりますので、いわゆる舗装の下に砂利があるんですけども、その砂利層も今までの砂利層とは全然違う工法で深く入れておりますので、今舗装が終了したら、経年劣化はいずれはしますけれども、今のような状況にはなりにくいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それと、この補償物件の3連ハウスの問題なんですけれども、ここについては多分マンゴーだったかな、マンゴーが多分植わっていたと思うんです。だから、ここは農業後継者がおられたかどうかというのは私もちょっと確認はしていないんですけれども、多分マンゴーもやめられるということもちょっとお話を聞いたもんですから、

ただ中の中の分の補償というのは、ハウスだけの補償のみだったのか、それともやはりこのマンゴーをやめられることについてのいろんな農業的な補償というのはどういうふうにしたのか、そこを伺いたいなと思うんです。やはり、マンゴーも、年々年数がたつごとに木の、すごく痛みが激しくて、非常に下を植えかえなきゃいけないという状況があるみたいなんです。だからそういうことを考えたときに、ここがやっぱりそれだけをやめるとするのは非常に大変な決断もあったんじゃないかなというふうに思うんですけど、それをどういうふうに聞かれてきたのか。ただ単にやっぱりここに至るまでの経緯というのはあるだろうと思うんですけども、ただこちらは補償すれば済むだけの話かもしれないけれども、やっぱり農業経営者というのが、あの3連ハウスね、私何個ぐらい、3連ハウスで何個ぐらい収穫できるのかというのはちょっと聞いてはきていないんですけども、やっぱりそれだけ縮小されるということになると、後々が大変なのかなというふうにちょっと思ったりするんですが、そこをどう聞かれておりますか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 農業ハウスにつきましては、本人の判断だと思うんですけども、数年前から今件ハウスの中のマンゴーは休止されておりました。そのため、農業用ハウスのみの補償となっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 濟いません、ちょっと先ほど聞けばよかったです、この約850万円増額になった分の中に、このハウスの移転の補償、この分も含まれているのかどうかと、850万円増額になった分が、今後まだ防衛省の補助がもらえると、申請して、ということなんです、これ確か補助率が75%だったと思うんですが、この850万円に対して75%分の補助が出るのかどうか、そこちょっと伺っておきたいと思えます。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 今回の増額につきましては、補償費は含まれておりません。今回増額の中に、285万円が町単独費でございます。それは、平面図でいいますと左側のすりつけ区間、これはあくまで暫定工事ということで町単独工事で施工しております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第63号令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負

変更契約について、反対の立場で討論をいたします。

今度の予算について、私は請負変更契約を認めないわけではないんですけども、ほかの市町村の皆さんから、やはり余りにも高鍋町は契約をした後の契約変更が多すぎるのではないかという指摘を、ほかの自治体の議員さんからも受けております。そのことを鑑みて、これ以上しっかりとした目安のない請負契約の変更をさせてはならないという思いを持っております。

それというのも、契約額において、私はちゃんと率を聞いております。その率も変わってきます。そして確かに新しく延長する分についての計画なんですけれども、この金額が妥当なのか、工事を延長することが妥当なのかどうか、そこをしっかりと一番最初に考えてほしかったなというふうに私は思っております。

今まで私は、契約の変更についても賛成をずっとしてまいりました。しかしここに至って、余りにも多い契約変更について、私はここで立ちどまってしっかりと考えることをすることにいたしました。したがって、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第63号令和元年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負変更契約については、原案のとおり可決いたしました。

日程第4. 議案第64号

日程第5. 議案第65号

日程第6. 議案第66号

日程第7. 議案第67号

日程第8. 議案第68号

日程第9. 議案第69号

○議長（青木 善明） 日程第4、議案第64号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第9、議案第69号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上6件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第64号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第69号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第64号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでござ

いますが、今回の改正は人事院勧告に準じて本町職員の給与改定等を行うため、所要の改定を行うものでございます。

改正の主なものといたしましては、初任給、若年層に重点を置いた給料表の引き上げ及び勤務手当支給月数の引き上げでございます。

次に、議案第65号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、国の特別職職員の特別給の改定に準じて、本町常勤特別職の期末手当の支給月数を改定するものでございます。

次に、議案第66号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,608万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億2,903万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、今議会に上程させていただいております給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の調整、高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金等で、財源といたしましては繰越金でございます。

次に、議案第67号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ18万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,170万7,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、人件費の調整で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第68号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ24万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,163万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、前議案と同じく人件費の調整で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第69号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億857万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、前議案と同じく人件費の調整で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上、6件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） それでは、条例関係について詳細説明を申し上げます。

議案第64号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例及び議案第65号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これらの議案は、人事院勧告に準じて、職員給与の月例給、特別給及び住居手当を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

月例給につきましては、民間給与との格差0.09%、387円を埋めるため、俸給表

の水準を引き上げ、大卒初任給を1,500円、高卒初任給を2,000円引き上げ、30歳までの若年層の俸給月額を平均で0.1%引き上げるものでございます。

これによりまして、高卒初任給が14万8,600円から15万600円に、大卒初任給が18万700円から18万2,200円にそれぞれ改定される予定でございます。

特別給、いわゆるボーナスにつきましては、民間の支給状況等を踏まえまして、0.05月分引き上げて勤勉手当に配分し、改定後は、期末手当が年間2.6月、勤勉手当が1.9月の計4.5月となります。

住居手当につきましては、支給対象となる家賃の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものでございます。

これによりまして、家賃額が4万円の場合、手当額が現行の1万9,500円から1万7,500円となり2,000円の引き下げ、家賃額が6万1,000円以上の場合、現行の2万7,000円から2万8,000円となり1,000円の引き上げとなります。現在の住居手当支給者職員60名のうち、4名が引き上げ、55名が引き下げとなります。

また、特別職の国家公務員の給与が改定されたことから、町においてもそれに準じて常勤特別職の特別給の改定を行うものでございます。

内容につきましては、特別給、いわゆるボーナスを0.05月引き上げ、期末手当が年間3.4月となるものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 次に、財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第66号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）から議案第69号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件の補正予算につきまして、詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、主に高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う人件費につきまして、予算編成をしたものでございます。

初めに、一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

歳出から御説明を申し上げます。予算書は8ページからとなります。

人件費に係るものとしたしまして、議会費から27ページの教育費まで、給与条例改正に伴う人件費を、それぞれの費目において計上をさせていただきました。

職員につきましては、給料表の引き上げ、勤勉手当の支給月数の引き上げに伴うもの、町長、副町長及び教育長につきましては、期末手当の支給月数の引き上げに伴うものを計上させていただいております。

そのほか、扶養手当、住居手当、通勤手当の増額及び減額、一般管理費、税務総務費、児童福祉費、農業総務費、土木総務費、社会資本整備総合交付金事業費におきまして、時間外勤務手当の増額を計上をさせていただいております。

また、給与条例改正に伴う特別会計への操出金を計上をいたしました。

人件費以外のものとしたしまして、9ページの一番下の段でございますが、諸費に高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金50万円を、11ページ中段、賦課徴収費償還金利子及び割引料に、法人町民税の確定申告により前年度に収めた予定納付額を還付する事業者が増加したこと及び個人の過年度分の確定申告により還付が増加したことによる税還付金といたしまして512万7,000円を計上をいたしました。

戻りまして、6ページ、7ページをお開きください。歳入でございます。

今回の財源といたしまして、繰越金1,608万9,000円を計上したところでございます。

一般会計補正予算（第6号）についての説明は以上となります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳出につきましては、一般会計補正予算（第6号）と同じく、給与条例改正等に伴う職員の人件費をそれぞれの費目において計上をさせていただきました。

財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第64号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 変更後におけるラスパイレスについては、見られておりますか。

それから、先ほど説明がありまして、住居手当に関して説明がありました。この中でやっぱり気になるのは、高い家賃であれば相当また1,000円ぐらいの引き上げが可能ですが、あと家賃が安い場合については手当が低くなるということが説明されましたけれども、そのことについて、やはり人数だけでなく、どういう層にそれが多いかということをお伺いしたいなと思います。

それから、今回の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する中で、どの辺に重きを置いて、国は人事院勧告の中でどのような方針をもってこのような増額を出したのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） まず、1点目のラスパイレス指数についてでございますが、公表されております平成30年についてでございますが、高鍋町の場合97.3となっております。ちなみに、26市町村中ちょうど真ん中の13番目となっております。

続きまして、家賃の支給職員の状況でございますが、3万1,000円の家賃から5万8,000円までがいわゆる減額の対象となります。増額の対象といたしましては、6万円から6万3,500円が増額の対象となるところでございます。

今回の人勧の状況でございますが、御承知のとおり非常に民間のほう人手不足という

こともありまして、人材確保にどこの産業等につきましても苦勞しているという状況を踏まえまして、初任給が民間相場でかなり上がってきているということを考えられたみたいで、今回の初任給の改定が行われておりますし、先ほど説明でも申し上げましたとおり30代、町で言いますと18歳から35歳までの職員がいわゆる月額の差額が支給される職員の対象となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ごめんなさい、第1回目でちょっと聞きそびれたことが一つあるんですが、家賃に対しての補助はあるんですけれども、手当あるんですけれども、家を建てている人、やはりこの人たちには対象は今度のは外になっているのでしょうか。

それと、先ほど、確かに大卒の初任給と高卒の初任給が1,500円と2,000円という説明がありましたよね。でも、ずっと、もう私が結婚した当時ですので50年ぐらい前ですね、50年ぐらい、その前ぐらいから、やはり公務員、先生のなり手がいないということで、いわゆる手に技術を持っていらっしゃる、そして技術職とかそういうものに対しての非常に優遇措置というのが高校の教員の場合も、例えば機械系とかいろんな技術系の先生たちなんかは手当が10%高いとか、工業高校なんかは、そういう仕組みをしていった部分があるんですね。これから少子化を迎えるに当たって、本当にこれぐらいの初任給でいいのかと、私もちょっと心配なんですよね。というのは、やはり公務員は、手がたく皆さんになりたい第1項目に上がっていますけれども、学校の先生というのはもう今なり手がいないという非常に困っている部分もあるわけですよ。だけど、やはり公務員についてはまだまだいいという部分もありますけれども、たったこれぐらいの引き上げで大丈夫なのかどうか。

そして、子育て真っ最中の人たちが、学費を含め、今子育てにはいろんな手当がつくようになっておりますけれども、まだ学費は無料じゃありませんし、子どもたちがやはり一番育っている最中の人たちというか、そういう人たちへの支給改定というのは今回はなかったのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） まず、ちょっと先ほど説明を漏らしておりましたけど、今回の差額の支給につきましては、18歳からが大体2,000円程度、35歳が200円程度の差額の支給、賃金の改定という形になっておるところでございます。

人事院勧告という制度そのものが、議員御承知のとおり50人以上の企業の事業所を対象に、約5万8,800事業所のうちに1万2,500の事業所を対象とした賃金の調査を行って今回の改定をされたようでありますので、そういった意味では民間の相場が反映されている状況というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 失礼しました。住居手当の持ち家の分については、今回改定はございません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第64号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第65号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第65号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第66号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど説明の中で、時間外の引き上げがありますが、それはどういった仕事をする上で判断をされてきたのかお伺いしたいと思います。

それと、10、11ページの法人町民税、予定納税分について対応されているということだったんですけども、個人の分もあるということでしたけれども、法人町民税の予定

納税を、やはりそのまま支払いに充てるということができないということは悪くなっているのかなど。税の徴収で、そうやって予定納税を払い戻すということについては、やはり売り上げなんかの減少とかどうなっているのか、そこ辺の動向調査というのはどうだったんでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 今回の補正予算におきまして、時間外勤務手当を629万2,000円計上させていただいたところでございます。そのうち、大きいところでいきますと建設管理課が390万円、総務課であったり、地域政策課であったり、財政経営課を所管します一般管理費が135万円となっております。

補正の理由といたしましては、梅雨期、今年7月の大雨、8月9日に相次いで襲来をいたしました台風8号、10号、17号によります災害警戒や避難所開設に伴います職員配置を行ったことによるものでございます。また、建設管理課におきましては、台風災害等の警戒業務に加えまして道路改良事業、あるいは昨年からの災害復旧工事における繰越事業、現年度分の事業分の工事設計等の業務量が多いために今回このような形となったものでございます。

それ以外の課につきましても、本年度分の各業務のほうを3月までのを見込んで計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 法人関係につきましては、まず法人の区分が変わった事業所が一つありまして、大きいところのものと均等割300万円の事業所が予定納税150万円納めていたと。決算が来まして実際区分が下がった関係で、均等割で41万円ということは1事業所で100万円程度の還付が発生すると。これは前回の議会のときとかにもありましたけど、従業員の数とか、そういったところの境界線がありますので、そのあたりで大きく区分が変わった部分が一つ。

それと質疑のほうにありましたが、所得というか、要するに経営の部分がというところになりますけど、法人町民税の税割部分につきましては、国税のほうの法人税額のいわゆる何%という課税の仕方になりますので、厳密なところはちょっとうちのほうもわかりませんが、設備投資等によって実際のもうけの部分が下がった部分、当然経営不振等ありまして下がった部分、いろいろな理由があるとは考えております。

金額的な割合の内訳が、現在の部分として言える部分でいきますと、個人にかかっている部分と法人にかかっている部分が約半分ずつぐらいの還付が過年度分として発生しているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほどの、やはり時間外の引き上げ、これ私は、もう今本当に

建設管理課大変だろうと思うんですね。台風が、災害が引き続きずうっと去年からもう本
当にひっきりなしに来ている状況ですよ。でも、片一方ではやはり働き方改革と言いな
がら、一部の人たちにそうやって時間外が覆いかぶさってくるっちゃうのは、非常に、私
どうかなと思う部分もあるんですね。だけど、専門的な部分があるから、なかなかほかの
ところで代行するということができないんだらうとは思いますが、やはり建設管理
課のほうがあの災害から考えて、確かに私は、その時間外があることを問題にしているの
ではなくて、働き方改革でできるだけやはり職員には不公平感のないような働き方を、で
きるだけしてもらえればありがたいなというふうに思っているんですね。だから、休日が
とれないのではなくて、やっぱり時間外が多くなると、家族とのそういうふれあいとい
うのも少なくなってくると思いますし、お金は確かに入るかもしれませんが、その分やは
り非常に負担が家庭にかかってくるんじゃないかなというふうに、そこを心配しているん
ですよ。

だから、時間外を出すから悪いということではなくて、やっぱり働き方をどう考えてい
るのかというところで、私お金が惜しくて言っているわけではない。そうではなくて、や
はり家庭とか、そういう周りへの影響というのがどんなもんなのかなということ調査さ
れた上でやっぱり出されるのかなあと。だから、これが例えば分担できるようなことがあ
れば、分担ができないのかなと。そこを考えられた上で、一部の職員だけが時間外をして、
本当に大変な思いをしているという状況というのを、何か分け合うことができないのかな
というふうにちょっと思ったもんだから、質疑を展開したんです。何も時間外を出すこと
が悪いと言っているわけではないから、そこは御承知おきをいただけたらと思うんですね。
だけど、やはりそれが家庭への負荷になってくると、非常にまずいかなとちょっと。働き
方改革も出されたことですし、だからできるだけ、やはり職員はゆとりのある職場とい
うのが私は望ましいんじゃないかなとちょっと思ったもんですから、質疑をさせていただきました。

だから、このことについては、どう検討されてきているのか、そこだけをちょっとお伺
いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 議員おっしゃるとおり、ここ数年、特に一昨年あたりから、
キヤノン誘致に伴います道路建設事業、大型事業でありますとか、昨年の台風24号の襲
来による大きな災害等もありまして、特に土木関係、建設管理課の土木職員の時間外が非
常に大きくなっておりますし、それに合わせまして業務量が大きくなりまして、非常に職
員の負担がかかっている状況というのは現実でございます。そういう状況の中ではありま
すが、少しでも職員の負担軽減になりますように、昨年土木の職員を2人ほど採用もして
おりますし、そういった中ではちょっと長い目で見る目ではそういった職員の配置等も考
えているところでございます。

確かにここ数年、数年といたしますか、そういった中で負担がかかっているというのはこ

ちらも承知しておりますし、いろんな中で、現課の課長におかれましても、そういった職員とのコミュニケーションの取り方とかも含めてよくやっていただいておりますので、今後もそういった対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第66号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論を行います。

先ほど私は時間外の問題についてもお伺いしました。しかし、それで全てが解決できているわけではないということも答弁で明らかになっております。この近年の災害に対応するための建設管理課の職員の配置というのは非常に厳しいものがあるだろうとは思いますが、やはりそこに配慮をしていきながら、人間的な働き方、しっかりとできるように対応していただくことを前提にさせていただきたいと思えます。

皆さんの声を本当に取り上げていく、そして職員の皆さんが疲弊しないような働き方をしっかりと進めていただくことをお願いしまして、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第66号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第66号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第67号令和元年高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第67号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第68号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第68号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第69号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第69号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（青木 善明） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで令和元年第4回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員